

# 人丸まちづくり推進会 規約(案)

制定、施行 2025 年 6 月 22 日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、人丸まちづくり推進会(以下「本会」という)という。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を人丸小学校区コミュニティ・センター内に置く。

## 第2章 目 的

(目 的)

第3条 本会は、人丸小学校区(以下「校区」という)内において、住民、各種団体、行政が互いに連携、協働しながら自主・民主を原則として明るく住みよいまちづくりを進めることを目的とする。

## 第3章 構 成

(構 成)

第4条 本会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 校区に居住する住民
- (2) 校区で活動する自治会・町内会
- (3) 校区内で活動する各種団体
- (4) 校区内に所在する事業所
- (5) その他、本会が必要と認める者

## 第4章 事 業

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的のため次の事業を行う。

- (1) 住民相互の親睦・交流に関する事業
- (2) 住民の安全・安心に関する事業
- (3) こどもの健全な育成に関する事業
- (4) 環境保全、改善に関する事業
- (5) 住民の健康、福祉に関する事業
- (6) 歴史や文化の継承に関する事業
- (7) 情報の伝達、共有に関する事業
- (8) 行政との協議に関する事業(新規)
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事業

## 第5章 組 織

(まちづくり委員)

第6条 本会にまちづくり委員を置く。

2 第4条に定める構成員の内、本会に賛同する個人や構成団体の代表(代表に準じるもの)を含む)をまちづくり委員とする。

3 構成団体は、別掲に掲げる団体とする。

4 まちづくり委員は、第5条に掲げる事業を推進する第16条に定めるチーム活動及び本会の運営企画に参加できる。

(申し出の手続等)

#### 第7条 まちづくり委員申出の手続き

申し出は役員会に行い、役員会で承認する。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。又、事務局次長を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) チームリーダー
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 事務局長 1名

(理 事)

第9条 理事は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 校区の自治会長・町内会長から若干名。
- (2) その他、役員会が必要と認める者。

(役員とその任務)

第10条 役員の選出及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 役員の選出は、役員会が検討し、総会において承認を得なければならない。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の任務を代行する。
- (4) チームリーダーは、チームを代表し、チーム活動全般を統括する。
- (5) 理事は、本会の運営にあたる。
- (6) 会計は、本会会計の執行にあたる。
- (7) 事務局長は、本会の調整役として、事務全般を行う。
- (8) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは代行する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で欠員が生じた場合は、役員会において後任者を選任する。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(監査)

第12条 本会に監査を置く。監査は、役員会がまちづくり委員の中から候補者を選出し、総会において承認を得なければならない。

2 監査は、本会の会計監査及び事業監査を行う。監査は、総会において監査報告を行う。

3 監査は、役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、役員会の決議権は有しない。

4 監査の任期は、前条の役員の任期に準ずるものとする。

(顧 問)

第13条 本会の円滑な運営を図るために、顧問を置くことができる。顧問は役員会において推挙し会長が委嘱する。

2 顧問は、本会の重要な事項において意見を述べ、また助言を行う。

## 第6章 会議

### (総会)

第14条 総会は、本会の最高決議機関であり、まちづくり委員によって構成し、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回定期総会を開催する。その他、会長が必要と認めた場合、またはまちづくり委員の2分の1以上から要求があった場合は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

3 総会の議長は、出席者の中から会長が指名する。

4 総会は、構成員の過半数以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

5 総会は、次の事項を審議、承認又は議決を行う。

(1) 校区まちづくり計画の策定及び変更に関すること

(2) 役員の選出に関すること

(3) 規約の改廃に関すること

(4) 事業報告及び決算報告に関すること

(5) 事業計画及び予算に関すること

(6) その他、本会の運営に関する重要事項に関すること

7 議決は、出席者の過半数をもって決定する。

8 可否同数の場合は、議長が決することとする。

### (役員会)

第15条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であって、会長、副会長、チームリーダー、理事、会計、事務局長によって構成し、会長が招集する。ただし、構成員の過半数から要求があつた場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

2 会長が必要と判断したときは、地域における各種団体及びボランティアグループ、学校における組織の代表者を役員会に招集できるものとする。

3 役員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 役員会の議長は、出席役員の中から会長が指名した役員が行う。

5 役員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数となった場合は、会長の決するところによる。

6 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) チーム間・自治会部会の情報交換に関する事項

(3) その他、本会の運営に関する重要事項

### (チーム)

第16条 第5条の規定に則り、総会及び役員会で決定された方針に基づき具体的な取り組みを実施するため、本会に次のチームを置く。

(1) 環境・暮らしチーム

(2) こども・交流チーム

(3) 安全・安心チーム

(4) 福祉チーム

(5) 広報チーム

- (6) 健康増進チーム
- 2 チームは、まちづくり委員及びサポーターで構成する。
  - 3 チームにはリーダー及び副リーダーを置く。
  - 4 リーダー及び副リーダーは、チーム員の中から選出する。
  - 5 リーダーは、チームを代表しチーム活動全般を掌握する。副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが事故あるときは、その任務を代行する。
  - 6 チーム会は必要に応じてリーダーが招集する。ただし、チーム員の過半数の要求があつた場合は、リーダーは速やかに会議を招集しなければならない。
  - 7 会議の議長は、リーダーが行う。
  - 8 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは、リーダーの決するところによる。
  - 9 チーム会は、次の事項を審議決議する。
    - (1) 役員会に付議すべき事項
    - (2) 役員会から審議を依頼された事項
    - (3) その他、役員会の議決を要しない業務の遂行に関すること
  - 10 役員会が必要と認めた場合、チームの新設、補完又は横断するチームの結成、統廃合をすることができる。
- (自治会部会)
- 第17条 自治会部会は、校区内の自治会長・町内会長で構成し部会長が招集する。
- 2 自治会・町内会での会長間交流や課題解決及び連携と調整を図る。
  - 3 各自治会の中から希望者を募り、第16条のチームに積極的に参加・協力する。
  - 4 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは、部会長の決するところによる。

## 第7章 会 計

(会 計)

- 第18条 本会の運営に関する経費は、補助金、委託料及びその他の収入を以て充てる。  
(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

- 第20条 本会の運営や活動に必要な事務及び経理等を円滑に行うため、本会に事務局を置くことができる。
- 2 事務局に、事務局員を置くことができる。事務局員は役員会の承認を経て会長が任命する。

## 第9章 雜 則

(補 則)

- 第21条 本会の運営上必要がある場合は、細則を定めることができる。
- 2 細則の制定及び改定は、その都度、役員会で協議決定する。

附 則

- 1 この規約は、令和4年6月12日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年6月11日から施行する。
- 3 この規約は、令和6年6月9日より施行する。
- 4 この規約は、令和7年6月22日より施行する。

※構成団体と協力団体については継続検討とする。

#### 構成団体

自治会・町内会29団体  
スポーツクラブ21人丸  
スクールガード人丸  
小学校 PTA  
幼稚園 PTA  
明南保育所保護者会  
中朝シニア元気クラブ  
コープこうべ第6地区本部  
人丸校区高年クラブ  
健康ソムリエ(SP21)  
あさぎり・おおくら総合支援センター  
人丸小学校地区社会福祉協議会  
大蔵地区民生児童委員協議会  
明石防犯協会人丸支部  
大蔵地区人権教育推進協議会  
大蔵地区青少年愛護協議会

#### 協力団体

兵庫県立明石高等学校  
明石市立大蔵中学校  
明石市立人丸小学校  
明石市立人丸幼稚園  
太寺保育園  
牧羊幼稚園  
明南保育所

**※運営規則については継続検討とする。**

人丸まちづくり推進会 細則

## 運営規則

人丸まちづくり推進会規約第21条の規定により、運営規則による細則を定める。

細則 第1号(旅費の支出基準)

本会の要務で会議、行事に参加する場合は旅費を実費支給する。

細則 第2号(謝金規定) {他校区等の状況を勘案して、役員会で決定する。}

講師等を依頼する場合の基準は次の通りとする。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 大学教授等           | ( )～( ) |
| (2) 一般の講師等          | ( )～( ) |
| (3) 救援要員等(看護師等)     | ( )～( ) |
| (4) 行事等出演者/団体 1人/団体 | ( )～( ) |